証券コード８００５
平成29年５月15日

株　主　各　位

静岡県浜松市中区佐藤二丁目24番１号
株式会社スクロール
代表取締役会長　堀田　守

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年５月29日（月曜日）午後５時30分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送くださるか、３頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、上記期限までに当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）より議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年５月30日（火曜日）午前10時
２．場　　所　静岡県浜松市中区佐藤二丁目28番22号
　　当社本社ビル５階会議室　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項
　　１．第76期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第76期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬等の決定の件
　　第３号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以　上

議決権行使等についてのご案内

株主総会ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

平成29年５月30日（火）
午前10時(午前９時15分開場)

株主総会ご欠席の場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。

平成29年５月29日（月）
午後５時30分到着分まで



インターネットによる議決権行使(詳細は3頁)

指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、各議案に対する賛否をご入力ください。

平成29年５月29日（月）
午後５時30分入力分まで

ご注意

1．書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものといたします。
2．電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。
3．代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる開示について

● 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.scroll.jp/ir/stockinfo/meeting/index.html）に掲載しておりますのでご覧ください。
なお、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記各書類とで構成されております。
● 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.scroll.jp/ir/stockinfo/meeting/index.html）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成29年５月29日（月曜日）午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電 話　0120-173-027（受 付 時 間　9:00 ～ 21:00、通 話 料 無 料）

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

１．当事業年度の事業の状況

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益や雇用情勢の改善により景気は緩やかな回復基調が続いたものの、天候不順等の影響もあり内需は力強さに欠け、先行きに不透明感が漂う状況で推移しました。また、世界経済は、米国で景気は緩やかに拡大しましたが、英国のＥＵ離脱問題を発端とする欧州の政治不安や中国をはじめとするアジア新興国経済の減速懸念も残り、依然として不安定な状況が続いております。

このような事業環境のなか、当社グループは、事業ポートフォリオの構築と収益基盤の確立に重点を置いた中期経営計画「みらい2018」をスタートさせ、変化する市場環境に対応するべく、従来の枠組みを超える改革を推進することで事業競争力を強化し、安定した事業基盤の構築と新たな収益事業の獲得を目指して、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高588億64百万円（前期比6.8％減）となりました。利益面におきましては、連結営業利益12億42百万円（同35.8％減）、連結経常利益13億50百万円（同35.9％減）、親会社株主に帰属する当期純利益６億72百万円（同71.8％減）となりました。

なお、当連結会計年度より表示方法の変更を行っております。前連結会計年度についても組替え後の数値にて比較をしております。表示方法の変更の内容については、「連結注記表（表示方法の変更に関する注記）」に記載しております。

セグメントの業績は、次のとおりです。

また、セグメント別の売上高は連結相殺消去後の数値を、セグメント利益又は損失は、連結相殺消去前の数値を記載しております。

①　通販アパレル事業

通販アパレル事業におきましては、生協販売において組合員様へインタビューを行うなど、引き続きお客様ニーズへの対応を強化してまいりました。また、「子育て世代向け商品」、「子育て終了世代向け商品」や「幅広い年代にご支持いただける商品」といったターゲット別に媒体企画・編集の精度向上に努めるとともに、さらにターゲットを絞った冊子媒体においてデータベースを活用した配布を行うことにより、受注効率向上に取り組んでまいりました。以上の結果、売上高は201億43百万円（前期比17.2％減）となり、セグメント損失は２億47百万円（前期はセグメント損失２億80百万円）となりました。

②　通販インナー事業

通販インナー事業におきましては、生協販売においてニーズ把握を目的としたインタビューやアンケート調査を実施することで実需に即した商品企画を展開し、積極的な販売拡大に

取り組んでまいりました。着心地の良さと高い機能性を兼ね備えた季節商品に加え、セット商品などのお買い得な実用商材も堅調に推移しました。また、シニアミセス向けでは日本製や機能性の高い商品が好調に推移いたしました。以上の結果、売上高は79億71百万円（前期比8.5％増）となり、セグメント利益は４億96百万円（同68.0％増）となりました。

③ **通販ＬＦ事業**

通販ＬＦ事業におきましては、家具・インテリア等の『生活雑貨』の効率化を図るため、カタログを休止しＥＣ専業への事業転換を実施いたしました。生協販売においては、引き続き「もっと暮らしを快適便利に」をコンセプトに商品開発に取り組み、オリジナルウォーキングシューズなどに大きなご支持をいただきました。また、ブランドバッグ等のＥＣサイト『ＡＸＥＳ（アクセス）』では、商品数、ブランド数の拡大を継続的に推進し、あわせて自社サイトおよびＥＣモールでの販売促進活動を強化してまいりました。以上の結果、売上高は130億32百万円（同2.1％減）となり、セグメント利益は３億22百万円（同43.2％減）となりました。

④ **通販Ｈ＆Ｂ事業**

通販Ｈ＆Ｂ事業におきましては、プライベートブランド化粧品などの販売において、国内取引先とのリレーション強化を図り、販売を推進してまいりました。海外展開におきましては、ＡＳＥＡＮでの有力代理店の開拓を積極的に推進し、次期に販売を開始する基盤を整備いたしました。中国国内でも新たな販売先の開拓に注力し、取扱店の拡大に努めてまいりました。また、ナショナルブランド化粧品などを販売するＥＣサイトにおいては、引き続き海外仕入れルートの開拓を進め、価格競争力の改善を実施してまいりました。以上の結果、売上高は85億12百万円（同13.9％減）、セグメント利益は３億97百万円（同64.2％減）となりました。

⑤ **ソリューション事業**

ソリューション事業におきましては、新規顧客開拓に注力する一方、主力既存顧客との物流関連の取引が引き続き大きく伸長いたしました。また、関東エリアにおける通販物流ニーズの高まりに合わせ、新規物流拠点の本格的な開設準備に取り組んでまいりました。さらに、ＥＣ事業者向け一元管理システム「ｅシェルパモール」の新規契約が好調に推移するとともに、海外物流支援など新たなサービス展開へ向けた準備を推進してまいりました。以上の結果、売上高は86億33百万円（同12.4％増）、セグメント利益は４億37百万円（同21.1％増）となりました。

⑥ **その他**

その他事業におきましては、不動産賃貸事業において、自社保有物流施設等の不動産賃貸を行っております。保険事業においては、全国で開催しているマネーセミナーを起点とした共同募集の拡大に、引き続き努めてまいりました。また、マネーセミナーのエッセンスを盛り込んだ通信教育の販売を２月より開始いたしました。以上の結果、売上高は５億70百万円（同2.8％減）、セグメント利益は１億20百万円（同38.6％増）となりました。

⑵ **設備投資の状況**

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資は、総額１億３百万円であります。

その主なものは、物流業務の効率化と物流インフラの機能強化を目的とした「物流設備」への投資48百万円であります。

⑶ **資金調達の状況**
該当事項はありません。

⑷ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**
特記事項はありません。

⑸ **他の会社の事業の譲受けの状況**
特記事項はありません。

⑹ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。

⑺ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**
当社は、平成29年１月31日付で、株式会社ナチュラピュリファイ研究所の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

２．直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第73期 (平成26年３月期)	第74期 (平成27年３月期)	第75期 (平成28年３月期)	第76期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売上高 (百万円)	68,253	63,555	63,159	58,864
経常利益又は経常損失（△）(百万円)	233	△1,442	2,108	1,350
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(百万円)	517	△2,649	2,383	672
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	15.63	△79.54	71.16	19.81
総資産 (百万円)	35,775	36,361	35,457	37,962
純資産 (百万円)	23,059	20,483	21,839	22,495
１株当たり純資産額 (円)	693.02	611.26	647.68	659.34

(注) 当連結会計年度より表示方法の変更を行っております。第75期についても組替え後の数値を記載しております。なお、表示方法の変更の内容については、「連結注記表（表示方法の変更に関する注記）」に記載しております。

3．　重要な親会社及び子会社の状況

⑴　親会社の状況

該当事項はありません。

⑵　重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社スクロール３６０	95百万円	100.0%	通信販売事業者及びＥＣ事業者向けプロモーション支援、フルフィルメント支援及びシステム構築支援等の通信販売代行業
株式会社キャッチボール	70百万円	76.0% (76.0%)	
株式会社イノベート	36百万円	97.0% (9.3%)	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業
株式会社豆腐の盛田屋	55百万円	100.0%	
株式会社ＡＸＥＳ	95百万円	100.0%	
北海道アンソロポロジー株式会社	10百万円	100.0%	
株式会社スクロールＲ＆Ｄ	100百万円	100.0%	
株式会社ナチュラピュリファイ研究所	350百万円	100.0%	
詩克楽商貿（上海）有限公司	800千 米ドル	100.0%	
SCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE.LTD.	300千 シンガポールドル	100.0%	
株式会社スクロールロジスティクス	95百万円	100.0%	物流代行業（全社共通）

（注）１．当社は平成28年７月28日付で、当社の100%子会社としてSCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE.LTD.を設立し、平成28年10月19日をもって出資が完了しました。
２．当社は平成28年8月１日付で、当社の100%子会社として株式会社スクロールロジスティクスを設立しました。
３．株式会社ナチュラピュリファイ研究所は、平成29年１月31日付で、全株式を取得したことにより連結子会社となりました。
４．議決権比率の（　）内は、間接所有割合であります。

４．対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

⑴ 経営方針

当社グループは、「社会から信頼される企業であること。清く、正しく、美しく、事業を行うこと。」を社是とし、事業の発展と社員の幸福を一致させるべく活動し、お客様、取引先及び株主が、ともに満足を得られる経営を行い、社会に貢献することを基本理念としております。この社会的使命の達成に向けて不断の努力を続けるとともに、事業活動の効率化、財務体質の強化及びキャッシュ・フロー重視の事業活動を推進し、企業価値の最大化を目指してまいります。

⑵ 経営戦略等

平成29年３月期を初年度とし、平成31年３月期に完結する中期経営計画「みらい2018」では、事業ポートフォリオと収益基盤の確立を重点課題とし、スクロールグループの未来を築く成長戦略を推進してまいります。

「みらい2018」を完遂するために当社が取り組むべき課題は、従来の枠組みを超える挑戦であります。組織間連携・提携とM＆Ａという要素を盛り込み、以下の６つの分野に挑戦いたします。

① 海外需要の取り込みによる成長
② ソリューション事業の全国展開及び海外進出
③ 戦略商品「豆乳よーぐるとぱっく玉の輿」を軸にした化粧品事業成長の足掛かりづくり
④ 北海道ブランドの新商品開発による健康食品事業の拡充
⑤ 会員組織への通販事業及びソリューション提供事業（ＢＢＣ事業）の新規提携による成長
⑥ M＆Ａ及び提携を通じた成長

⑶ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、目標とする経営指標として前期対比売上高成長率10％以上、売上高経常利益率６％以上、ＲＯＥ10％以上を掲げております。これらを重要な指標として認識し、今後も事業の効率化や販売促進策等の推進により、目標の達成に努めてまいります。

⑷ 経営環境

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益や雇用情勢の改善により景気は緩やかな回復基調が続いたものの、天候不順等の影響もあり内需は力強さに欠け、先行きに不透明感が漂う状況で推移しました。また、世界経済は、米国で景気は緩やかに拡大しましたが、英国のＥＵ離脱問題を発端とする欧州の政治不安や中国をはじめとするアジア新興国経済の減速懸念も残り、依然として不安定な状況が続いております。

小売業界におきましては、依然として国内消費者の節約志向は根強いほか、前期は景気の下支えとなっていたインバウンド需要も転換期を迎え、先行きが読めない変化が激しい経営環境が続いております。また、通販業界におきましては、越境ＥＣの本格化、通販支援サービスの充実などにより市場が急拡大していく一方で、プラットフォーム系企業の市場参入が進むなど、競争はより激しさを増しています。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

5．主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、連結計算書類作成会社（当社）、子会社13社で構成されており、主な事業は、個人通販顧客および取引のある全国の生協の組合員様に対する衣料品・生活関連商品のカタログ・インターネットによる通信販売であり、そのほかに、これらのノウハウを活用した通信販売代行等の事業を行っております。

当連結会計年度において、平成28年７月28日付でＨ＆Ｂ商材の海外戦略推進を行うSCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE.LTD.を設立し、平成28年10月19日をもって出資が完了いたしました。また、平成28年８月１日付で物流代行業を行う株式会社スクロールロジスティクスを当社の100％子会社として新たに設立したことに加え、平成29年１月31日付でミネラルファンデーションを中心とした100％天然由来成分の化粧品等の製造・販売等を行う株式会社ナチュラピュリファイ研究所の全株式を取得し、３社を連結子会社といたしました。なお、株式会社スクロールロジスティクスは全社共通部門とし、SCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE.LTD.および株式会社ナチュラピュリファイ研究所は通販Ｈ＆Ｂ事業に区分しております。

区　　分	主　な　事　業　の　内　容
通販アパレル事業	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業 （主にアパレル商材）
通販インナー事業	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業 （主にインナー商材）
通販ＬＦ事業	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業 （主に雑貨、服飾雑貨等の商材）
通販Ｈ＆Ｂ事業	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業 （主に化粧品、健康関連商材）
ソリューション事業	通信販売事業者及びＥＣ事業者向けプロモーション支援、フルフィルメント支援及びシステム構築支援等の通信販売代行業

6. 主要な営業所（平成29年３月31日現在）

会社名	本社	その他
株式会社スクロール	浜松市中区	東京都品川区（東京本店）
株式会社スクロール３６０		
株式会社スクロールロジスティクス		－
株式会社イノベート	東京都品川区	－
株式会社ＡＸＥＳ		－
株式会社スクロールＲ＆Ｄ		－
株式会社豆腐の盛田屋	福岡市博多区	東京都品川区
北海道アンソロポロジー株式会社	札幌市北区	－
株式会社キャッチボール	東京都新宿区	－
株式会社ナチュラピュリファイ研究所	東京都中央区	－
詩克楽商貿（上海）有限公司	中国上海市	－
SCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE.LTD.	シンガポール共和国	－

7. 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

(1) 当社グループの使用人の状況

事業の種類	使用人数	前連結会計年度末比増減
通販アパレル事業	127名（ 42名）	23名減（ 9名減）
通販インナー事業	26名（ 11名）	－（ 5名増）
通販ＬＦ事業	70名（ 19名）	5名減（ 3名減）
通販Ｈ＆Ｂ事業	147名（ 37名）	49名増（ 6名減）
ソリューション事業	124名（ 78名）	10名増（ 10名増）
その他	11名（ 1名）	2名増（ 1名減）
全社（共通）	116名（754名）	32名増（745名増）
合計	621名（942名）	65名増（741名増）

（注）1．使用人数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門及び株式会社スクロールロジスティクスの従業員であります。
3．通販Ｈ＆Ｂ事業におきまして、株式会社ナチュラピュリファイ研究所を連結子会社としたことにより使用人数が増加しております。全社（共通）におきましては、株式会社スクロールロジスティクスを連結子会社としたことにより使用人数及び臨時従業員数が増加しております。また、グループ内での人員配置の最適化を推し進めた結果、各セグメント間で使用人数及び臨時従業員数の増減が生じております。
4．当連結会計年度より事業セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度末比増減は、変更後のセグメント区分に基づいております。

⑵ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
278名（79名）	36名減（9名減）	41.4歳	13.8年

（注）1．使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．当社から子会社に生活雑貨関連業務を移管したことに伴い、使用人数及び臨時従業員数が減少しております。

8． 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	1,300百万円
株式会社りそな銀行	500
株式会社みずほ銀行	200
株式会社三井住友銀行	75

9． その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年５月27日開催の第75期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

Ⅱ．会社の現況

1．　株式の状況（平成29年３月31日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　　110,000,000株
⑵　**発行済株式の総数**　　34,320,650株
⑶　**株主数**　　25,244名
⑷　**大株主の状況（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
丸紅株式会社	2,841千株	8.4%
スクロール取引先持株会	1,893	5.6
株式会社静岡銀行	1,261	3.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,211	3.6
スクロール従業員持株会	1,052	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	634	1.9
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	562	1.7
モリリン株式会社	550	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	547	1.6
日本生命保険相互会社	543	1.6

（注）１．スクロール取引先持株会は、平成28年10月７日に信和会から名称変更されております。
２．日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株数は、全て信託業務に係る株式数であります。
３．平成28年９月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、フィデリティ投信株式会社が平成28年８月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	フィデリティ投信株式会社
住所	東京都港区六本木七丁目７番７号
保有株券等の数	株式　1,628,400株
株券等保有割合	4.74%

４．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
５．持株比率は、小数点第２位を四捨五入して表示しております。

⑸　**その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成29年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	堀田　守	株式会社スクロール３６０代表取締役会長 株式会社イノベート代表取締役会長 株式会社豆腐の盛田屋代表取締役会長 株式会社ＡＸＥＳ代表取締役会長 北海道アンソロポロジー株式会社代表取締役会長 株式会社スクロールＲ＆Ｄ代表取締役会長 株式会社キャッチボール代表取締役会長 株式会社スクロールロジスティクス代表取締役会長 株式会社ナチュラピュリファイ研究所代表取締役会長 詩克楽商貿（上海）有限公司董事長 SCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE.LTD. Director
取締役社長	鶴見知久	海外戦略室長 Ｙパック100戦略室長
取締役	佐藤浩明	株式会社スクロールＲ＆Ｄ取締役社長 株式会社キノスラ代表取締役社長
取締役	小山優雄	システム統括部長
取締役（監査等委員）	村瀬　司	株式会社フュージョンズ取締役
取締役（監査等委員）	越淵堅志	－
取締役（監査等委員）	宮部貴之	－
取締役（監査等委員）	鈴木一雄	一般社団法人静岡経済研究所理事長

（注）１．当社は、平成28年５月27日開催の第75期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
２．取締役（監査等委員）村瀬司氏、越淵堅志氏、宮部貴之氏及び鈴木一雄氏は、社外取締役であります。
３．取締役（監査等委員）村瀬司氏は、コンサルティング業務及び企業での経営者の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有しております。
４．取締役（監査等委員）越淵堅志氏は、日本生活協同組合連合会等で理事長に就任するなど組織運営の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有しております。
５．取締役（監査等委員）宮部貴之氏は、衣料品・雑貨・家具等の無店舗事業及び有店舗事業での経営者の経験があり、また海外生産及び輸入販売に関する幅広い知識と豊富な知見を有しております。
６．取締役（監査等委員）鈴木一雄氏は、金融機関及びシンクタンクでの経験があり、財務及び業務執行に関する幅広い知識と豊富な知見を有しております。
７．当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査部を設置しており、同部が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
８．取締役（監査等委員）村瀬司氏、越淵堅志氏、宮部貴之氏及び鈴木一雄氏を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

⑵ 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
杉本泰宣	平成28年５月27日	任期満了	取締役 管理部門担当兼務ダイレクト事業本部通販ソリューション統括部長 株式会社スクロール３６０取締役社長 株式会社キャッチボール取締役
乗松伸一	平成28年５月27日	任期満了	取締役 ダイレクト事業本部通販ＬＦ統括部長兼務商品第２部長
岸本義之	平成28年５月27日	任期満了	社外取締役 ＰｗＣコンサルティング合同会社シニア・エグゼクティブ・アドバイザー 早稲田大学経営管理研究科客員教授
河合　拓	平成28年５月27日	任期満了	社外取締役 カート・サーモン・ユーエスインク日本支社パートナー

氏　　名	退　任　日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
長田隆利	平成28年５月27日	任期満了	常勤監査役 株式会社スクロール３６０監査役 株式会社イノベート監査役 株式会社豆腐の盛田屋監査役 株式会社ＡＸＥＳ監査役 北海道アンソロポロジー株式会社監査役 株式会社スクロールＲ＆Ｄ監査役 詩克楽商貿（上海）有限公司監事
古知弘行	平成28年５月27日	任期満了	社外監査役 東海澱粉株式会社社外監査役
伊藤　啓	平成28年５月27日	任期満了	社外監査役 株式会社メディアドゥ社外取締役
村瀬　司	平成28年５月27日	任期満了	社外監査役 株式会社フュージョンズ代表取締役社長

（注）当社は、平成28年5月27日開催の第75期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役長田隆利氏、古知弘行氏、伊藤啓氏及び村瀬司氏は任期満了により退任し、このうち村瀬司氏が監査等委員である取締役に就任しております。

⑶　取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く。）	8名	105百万円
取締役（監査等委員）	4名	20百万円
監査役	4名	3百万円
合計	16名	129百万円
（うち社外役員）	(9名)	(24百万円)

（注）１．上記には、平成28年５月27日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役を含めております。
２．当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給しておりません。
３．当社は、平成18年６月20日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止しております。

4．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成18年６月20日開催の第65期定時株主総会において月額20百万円以内と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成28年５月27日開催の第75期定時株主総会において月額20百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、監査等委員会設置会社移行前の取締役について平成26年５月30日開催の第73期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。
5．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年５月27日開催の第75期定時株主総会において月額８百万円以内と決議いただいております。
6．監査役の報酬限度額は、平成12年６月22日開催の第59期定時株主総会において月額８百万円以内と決議いただいております。
7．取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額0百万円が含まれております。

⑷ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑸ 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況（平成29年３月31日現在）

区　分	氏　名	兼　職　先	兼職の内容
取締役（監査等委員）	村瀬　司	株式会社フュージョンズ	取締役
取締役（監査等委員）	鈴木一雄	一般社団法人静岡経済研究所	理事長

（注）取締役（監査等委員）村瀬司氏及び鈴木一雄氏の兼職先と当社との間に取引上の特段の関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

ⓐ取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況

氏　名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役（監査等委員） 村　瀬　　司	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査役会３回のうち３回、監査等委員会11回のうち11回に出席	経営者としての幅広い知識と豊富な知見から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の適正性・妥当性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 越　淵　堅　志	平成28年５月27日就任以降開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会11回のうち11回に出席	組織経営などの経験や実績に基づく幅広い知識と豊富な知見から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の適正性・妥当性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 宮　部　貴　之	平成28年５月27日就任以降開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会11回のうち11回に出席	会社経営の経験及び海外生産・輸入販売に関する幅広い知識と豊富な知見から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の適正性・妥当性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 鈴　木　一　雄	平成28年５月27日就任以降開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会11回のうち11回に出席	金融機関及びシンクタンクでの経験による財務及び会計に関する幅広い知識と豊富な知見から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の適正性・妥当性を確保するための発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。

⑹ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

4．会計監査人の状況

⑴ 名称

新日本有限責任監査法人

⑵ 報酬等の額

区　　分	支　　払　　額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っております。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 過去２年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを踏まえ、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

⑹ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5．　業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムに関する基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について定めております。

なお、当社は平成28年５月27日付で監査等委員会設置会社に移行しております。それに伴い、同日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議しており、改定後の方針は以下のとおりであります。

⑴　当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ全体のコンプライアンスやリスク管理体制を統括する内部統制委員会を設置し、内部統制委員会の決定に基づき内部統制の強化を図るとともに、内部監査部の指示により必要に応じて取締役及び使用人への研修、教育を実施いたします。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、取締役及び使用人が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス担当取締役又は社外弁護士を情報受領者とする社内通報制度（スクロールグループ企業倫理ホットライン）を設置し、運用いたします。

これらグループ全体の内部統制システム及びその運用については、内部監査部が評価し、その結果を内部統制委員会に報告いたします。

⑵　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書は、社内規程に基づいて保存するとともに、当該文書は書面（電磁的記録を含む。）による集中管理を行い、取締役がいつでも閲覧できる状態を維持いたします。

⑶　当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

グループ全体のリスク管理に関する基本的事項と体制をリスクマネジメント規程に定めるとともに、内部監査部が組織横断的にリスク状況を把握し、適切な対応を図ります。

なお、内部監査部は、リスク管理体制の適正性について、独立した立場から監査を実施し、その結果を内部統制委員会に報告いたします。

⑷　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月１回開催するほか必要に応じて随時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。

また、業務執行に関する詳細な事項の意思決定については、取締役及び執行役員で構成する経営会議において慎重に協議するとともに、取締役は、取締役の職務執行に関する意思決定の

権限を明確にした規程に則り、職務を遂行いたします。
なお、取締役の職務の執行に関する監査は、監査等委員会が実施いたします。

⑸ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社管理規程に従い、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整備します。

② 当社における内部統制委員会には子会社社長も参画し、内部統制委員会の決定に基づいたグループ全体の内部統制システムを運用することで、適切な監視体制及び報告体制を確保します。

⑹ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会が使用人を置くことを求めた場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に属さない専属の使用人を監査等委員会に配置し、監査業務を補助します。

⑺ 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会による前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人の任命、人事異動、評価等については、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立を確保するものとします。

⑻ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務や業績に影響を与える重要な事項について当社の監査等委員会に報告するものとします。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。

② 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講じるものとします。

⑼ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会は、決裁書の検閲や取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することを通じて、取締役の職務遂行状況を監査します。

また、監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図ります。

② 監査等委員が職務の執行（監査等委員の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還等の請求をした場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、会社は速やかに当該費用又は債務を適切に処理します。

⑽ 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為もいたしません。また、自ら反社会的勢力の力を利用いたしません。万一、これら反社会的勢力とのトラブル等が発生した場合には、法律の専門家や警察署等と連携し、毅然とした対応を行います。

6． 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に基づき実施した、当連結会計年度における当社の内部統制システムの主な運用状況の概要は以下のとおりです。

⑴ 重要な会議の開催状況

当連結会計年度における取締役会は15回開催（監査等委員会設置会社移行後は12回）され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しております。また、監査等委員会設置会社移行前の監査役会は３回、移行後の監査等委員会は11回、内部統制委員会は２回開催しました。

なお、取締役会については、上記開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が３回ありました。

⑵ コンプライアンス教育の実施状況について

当連結会計年度においては、コンプライアンス全般及び個人情報保護関連を中心として、子会社を含めグループ全社員に対して、各部門単位でコンプライアンス研修を実施いたしました。

また、新たに当社グループに加わった子会社において、集合教育を実施しました。

⑶ 監査等委員の職務の執行について

監査等委員は、決裁書の検閲や取締役会に出席することを通じて、取締役の職務遂行状況を監査しました。また監査等委員は、当社代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施しました。この他、内部統制部門からその活動状況の報告を受け、意見交換とともに依頼、指示を行っています。

⑷ 当社グループの管理体制について

当社子会社については、子会社管理規程に従い、取締役会その他会議体の運営指導、各種規程の整備と見直しを行っております。また、グループ全体での内部統制活動として、財務報告整備活動、個人情報保護整備活動、ＢＣＰ整備活動、特定個人情報保護整備活動、景表法・薬機法等対応整備活動、リスクマネジメント全般活動などを推進してまいりました。

⑸ 反社会的勢力の排除について

当社は、お取引先様との契約書においては反社会的勢力の排除に関する規定を設けるとともに、社員に対する教育を実施することで、反社会的勢力との関係を一切遮断するよう努めております。

7． 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当等の決定機関は、中間配当、期末配当とも取締役会であります。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置付けております。その基本方針は、安定的に配当を継続することとし、業績に基づく成果配分を実施することです。具体的な経営指標として、そのひとつにＲＯＥ10％以上を掲げ、株主資本への還元を重視する経営を行っております。また、業績連動型の配当を基本とし、連結配当性向30％を目処として配当を実施してまいります。

内部留保金におきましては、企業間競争力の維持・強化を図るため、将来を見据えた事業戦略に基づいた投資等に適切に活用してまいります。

当社は、株主の皆様への安定配当を重視するとともに今後の事業動向を総合的に判断し、当連結会計年度末の株主配当金を１株当たり５円とさせていただきます。これにより中間配当金５円と合わせて年間配当金は10円となります。

翌連結会計年度の株主配当金につきましては、中期経営計画に基づく各施策を確実に実行することにより、１株当たり中間配当金５円、期末配当金５円の年間配当金10円を予定しております。

8． 会社の財務及び事業の方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、平成26年５月30日開催の第73期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件」について、その有効期間を３年間として承認され、会社の事業方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めております。以下、その概略をご説明いたします。

⑴ 基本方針の内容（会社の事業の方針等の決定を支配する者のあり方）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを最大の目標として掲げ、かつその実現が可能な者であるべきものと考えます。

⑵ 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、通販ビジネスを主たる事業として、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としています。この価値はお客様への提供価値を最大化することによって実現できるものであり、お客様への提供価値を高めるためには、お客様ニーズの探求、お客様との密接な関係づくり、新しい商品・サービスの開発、ローコストオペレーション、安全かつ適切なる情報の活用・管理等が欠かせません。

当社は平成29年３月期を初年度とし、平成31年３月期を終了年度とする中期経営計画「みらい2018」をスタートさせております。「みらい2018」では、「事業ポートフォリオの構築と収益基盤の確立」と銘打ち、通販事業、健粧品事業、ｅコマース事業、ソリューション事業の各事業をしっかりと稼げる安定収益事業に育ててまいります。

⑶ 不適切な者によって事業方針等の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、不適切な者によって大規模買付行為が行われることを防止するため、その買付ルールを設けるとともに、その対抗措置を定めています。

① 大規模買付ルールの概要

ⓐ 意向表明書の提出

大規模買付を行おうとする場合には、大規模買付行為の概要を明示し、買付ルールに従う旨の表明のある意向表明書を提出していただきます。

ⓑ 大規模買付者による情報提供

次に、大規模買付者には、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために、大規模買付者の概要、買付の目的、買付後の経営方針等の情報を提供していただきます。

ⓒ 取締役会による評価

次に、当社取締役会は、情報提供を受けたのち60日間又は90日間のあいだに評価、検討、買付条件の交渉・協議、意見形成、代替案の提出などを検討し、実施します。なお、30日間を限度として検討期間を延長することがあります。

ⓓ 独立委員会への情報提供と勧告

当社は、当社取締役会が公正中立な判断をするために、取締役会から独立した機関として独立委員会を設置しています。当社取締役会は、上記（ａ）～（ｃ）に掲げる事項を行うときは、独立委員会に情報提供するとともに、独立委員会から提出される勧告を最大限尊重します。

② **大規模買付行為がなされた場合の対応方針**

⑷ **大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合**

当社取締役会は、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合（濫用的買付者の場合）には、対抗措置をとることもあります。

⑷ **大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合**

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で株主割当てによる新株予約権を発行するなどの対抗措置を決定することとします。

⑷ **対抗措置を発動する手続き**

当社取締役会が大規模買付行為の開始に対抗する具体的措置の発動を決議するには、独立委員会に対しその発動の是非を諮問するものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重します。

また、当社取締役会は、自らの判断により、又は独立委員会の勧告により、株主意思確認総会を開催することがあります。

⑷ 本買収防衛策が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことの説明

本買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）が基本方針に沿い、企業価値・株主共同の利益に合致し、役員の地位の維持を目的とするものではないことの理由は以下に掲げるとおりです。

① 経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「買収防衛策に関する指針」の三原則を充足し、また経済産業省の企業価値研究会が公表した平成20年６月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっています。

② 本プランは、企業価値・株主共同の利益の確保、向上を目的としています。

③ 継続的な情報開示を行い、透明性を確保しています。

④ 本プランは、株主総会決議により導入されたもので、株主の皆様のご意思を反映したものです。また、対抗措置発動時にも株主総会を開催し株主の皆様の意思を確認する場合があります。

⑤ 取締役会の判断の客観性、合理性が確保されています。対抗措置発動の手続きを定め、独立委員会の勧告を最大限尊重し、そして適宜情報開示を取締役会に義務づけております。

⑥ デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）・スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

なお、当社買収防衛策の概要につきましては、当社ホームページ（http://www.scroll.jp/ir/governance/）において開示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位　百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**23,388**	**流動負債**	**12,342**
現金及び預金	4,833	買掛金	2,052
売掛金	9,216	短期借入金	75
商品	5,273	未払金	8,847
貯蔵品	412	未払法人税等	190
繰延税金資産	374	賞与引当金	175
その他	3,568	ポイント引当金	20
貸倒引当金	△289	利息返還損失引当金	20
固定資産	**14,574**	その他	959
有形固定資産	**10,370**	**固定負債**	**3,124**
建物及び構築物	4,638	長期借入金	2,000
機械装置及び運搬具	945	役員退職慰労引当金	2
土地	4,614	利息返還損失引当金	86
建設仮勘定	28	環境対策引当金	25
その他	143	退職給付に係る負債	933
無形固定資産	**1,932**	その他	76
のれん	1,016	**負債合計**	**15,467**
ソフトウエア	909	**純資産の部**	
ソフトウエア仮勘定	1	**株主資本**	**21,783**
その他	4	資本金	5,812
投資その他の資産	**2,270**	資本剰余金	6,742
投資有価証券	1,596	利益剰余金	9,396
繰延税金資産	408	自己株式	△166
その他	471	**その他の包括利益累計額**	**650**
貸倒引当金	△206	その他有価証券評価差額金	562
		繰延ヘッジ損益	73
		為替換算調整勘定	14
		非支配株主持分	**61**
資産合計	**37,962**	**純資産合計**	**22,495**
		負債純資産合計	**37,962**

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
売上高		**58,864**
売上原価		**37,084**
売上総利益		**21,780**
販売費及び一般管理費		**20,537**
営業利益		**1,242**
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	35	
利息返還損失引当金戻入額	18	
その他	71	137
営業外費用		
支払利息	12	
持分法による投資損失	3	
その他	13	29
経常利益		**1,350**
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	394	
その他	0	394
税金等調整前当期純利益		**958**
法人税、住民税及び事業税	310	
法人税等調整額	△51	259
当期純利益		**698**
非支配株主に帰属する当期純利益		26
親会社株主に帰属する当期純利益		**672**

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,812	7,058	9,061	△424	21,507
当期変動額					
剰余金の配当			△337		△337
親会社株主に帰属する当期純利益			672		672
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△128		258	129
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△187			△187
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△316	334	257	275
当期末残高	5,812	6,742	9,396	△166	21,783

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	401	△182	16	235	8	87	21,839
当期変動額							
剰余金の配当							△337
親会社株主に帰属する当期純利益							672
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							129
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△187
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	160	255	△1	414	△8	△26	380
当期変動額合計	160	255	△1	414	△8	△26	656
当期末残高	562	73	14	650	－	61	22,495

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位　百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**19,528**	**流動負債**	**9,761**
現金及び預金	4,795	買掛金	1,397
売掛金	7,202	短期借入金	75
商品	2,376	関係会社短期借入金	1,665
貯蔵品	412	リース債務	0
前払費用	730	未払金	5,878
繰延税金資産	69	未払法人税等	59
関係会社短期貸付金	3,230	預り金	416
その他	739	賞与引当金	91
貸倒引当金	△27	その他	178
固定資産	**14,213**	**固定負債**	**2,825**
有形固定資産	**10,263**	長期借入金	2,000
建物	4,567	リース債務	0
構築物	57	退職給付引当金	716
機械及び装置	794	役員退職慰労引当金	2
車両及び運搬具	0	環境対策引当金	25
工具器具及び備品	114	資産除去債務	70
土地	4,703	その他	9
リース資産	1	**負債合計**	**12,586**
建設仮勘定	24	**純資産の部**	
無形固定資産	**823**	**株主資本**	**20,519**
ソフトウエア	820	**資本金**	**5,812**
ソフトウエア仮勘定	1	**資本剰余金**	**6,944**
その他	2	資本準備金	7,221
投資その他の資産	**3,126**	その他資本剰余金	△277
投資有価証券	1,572	**利益剰余金**	**7,929**
関係会社株式	1,100	利益準備金	601
出資金	0	その他利益剰余金	7,328
関係会社出資金	24	固定資産圧縮積立金	337
関係会社長期貸付金	8	別途積立金	5,040
繰延税金資産	191	繰越利益剰余金	1,950
その他	231	**自己株式**	**△166**
貸倒引当金	△1	**評価・換算差額等**	**635**
		その他有価証券評価差額金	562
		繰延ヘッジ損益	73
		純資産合計	**21,155**
資産合計	**33,741**	**負債純資産合計**	**33,741**

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
売上高		**37,422**
売上原価		**21,386**
売上総利益		**16,035**
販売費及び一般管理費		**15,517**
営業利益		**518**
営業外収益		
受取利息	41	
受取配当金	262	
貸倒引当金戻入額	109	
その他	51	465
営業外費用		
支払利息	13	
貸倒引当金繰入額	7	
その他	4	24
経常利益		**958**
特別損失		
固定資産除却損	391	391
税引前当期純利益		**567**
法人税、住民税及び事業税	△24	
法人税等調整額	79	55
当期純利益		**511**

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,812	7,221	△148	7,072	601	398	5,040	1,715	7,755	△424	20,216
当期変動額											
剰余金の配当								△337	△337		△337
当期純利益								511	511		511
固定資産圧縮積立金の取崩						△61		61	－		－
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			△128	△128						258	129
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	－	－	△128	△128	－	△61	－	235	174	257	303
当期末残高	5,812	7,221	△277	6,944	601	337	5,040	1,950	7,929	△166	20,519

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	401	△182	219	8	20,444
当期変動額					
剰余金の配当					△337
当期純利益					511
固定資産圧縮積立金の取崩					－
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					129
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	160	255	416	△8	408
当期変動額合計	160	255	416	△8	711
当期末残高	562	73	635	－	21,155

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年４月27日

株式会社スクロール
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市　村　　清　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加　山　秀　剛　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社スクロールの平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクロール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年４月27日

株式会社スクロール
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市　村　　清　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加　山　秀　剛　㊞

　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社スクロールの平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第７６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第７６期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年４月27日

株式会社スクロール　監査等委員会

監査等委員長　村　瀬　　司　㊞

監査等委員　越　淵　堅　志　㊞

監査等委員　宮　部　貴　之　㊞

監査等委員　鈴　木　一　雄　㊞

（注）監査等委員村瀬司、越淵堅志、宮部貴之及び鈴木一雄は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	堀田（ほりた）　守（まもる） (昭和25年12月18日生)	昭和49年４月　伊藤忠商事株式会社入社 平成12年10月　Prominent Apparel Ltd.出向同社副社長（VICE PRESIDENT） 平成13年１月　同社社長(MANAGING DIRECTOR) 平成17年５月　当社常勤顧問生協事業部副事業部長 平成17年６月　当社取締役生協事業部長 平成19年４月　当社代表取締役社長 平成27年５月　当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スクロール360代表取締役会長 株式会社イノベート代表取締役会長 株式会社豆腐の盛田屋代表取締役会長 株式会社ＡＸＥＳ代表取締役会長 北海道アンソロポロジー株式会社代表取締役会長 株式会社スクロールＲ＆Ｄ代表取締役会長 株式会社キャッチボール代表取締役会長 株式会社スクロールロジスティクス代表取締役会長 株式会社ナチュラピュリファイ研究所代表取締役会長 詩克楽商貿（上海）有限公司董事長 SCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE.LTD. Director	254,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	鶴見知久（つるみともひさ） (昭和41年5月11日生)	平成元年４月　当社入社 平成24年４月　当社執行役員 ダイレクト事業本部 通販インナー統括部長 兼務 インターネットマーケティング部長 平成25年５月　当社取締役執行役員 ダイレクト事業本部 通販Ｈ＆Ｂ統括副部長 平成27年４月　当社取締役執行役員 ダイレクト事業本部 通販Ｈ＆Ｂ統括部長 平成27年５月　当社取締役社長執行役員 ダイレクト事業本部 通販Ｈ＆Ｂ統括部長 平成28年４月　当社取締役社長 海外戦略室長 兼務 Ｙパック100戦略室長 平成29年４月　当社取締役社長 ダイレクト事業本部ｅコマース事業統括部長 兼務 海外戦略室長 兼務 健粧品戦略室長（現任）	39,700株
3	佐藤浩明（さとうひろあき） (昭和46年10月10日生)	平成７年４月　当社入社 平成25年１月　当社退社 平成25年４月　株式会社キノスラ代表取締役社長（現任） 平成27年５月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スクロールＲ＆Ｄ取締役社長 株式会社キノスラ代表取締役社長	10,200株
4	小山優雄（こやままさかつ） (昭和40年9月10日生)	平成２年４月　千代田生命相互会社（現ジブラルタ生命保険株式会社）入社 平成10年４月　株式会社セゾン情報システムズ入社 平成22年11月　当社入社 平成23年４月　当社システム統括部長 平成25年４月　当社執行役員システム統括部長 平成28年５月　当社取締役執行役員 システム統括部長（現任）	17,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	※ 山崎 正之 （昭和38年6月11日生）	昭和63年４月　大和証券株式会社入社 平成13年２月　株式会社ギフティギフティ入社 平成13年８月　株式会社グルメン入社 平成14年４月　フロレゾン株式会社代表取締役兼ＣＥＯ 平成22年２月　株式会社レーサム入社 平成24年４月　株式会社エイチエーシー（現北海道アンソロポロジー株式会社）代表取締役社長 平成25年４月　当社執行役員ダイレクト事業本部通販Ｈ＆Ｂ統括副部長 平成28年４月　当社執行役員海外戦略室長代行 兼務 M&A戦略室長 平成29年４月　当社執行役員ダイレクト事業本部ソリューション事業統括部長 兼務 M&A戦略室長 兼務 ソリューション戦略室長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スクロール３６０取締役社長 北海道アンソロポロジー株式会社取締役副会長	14,900株

（注）１．取締役候補者堀田守氏は、株式会社イノベートの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に商品売買の取引等があります。また、同氏は、株式会社キャッチボールの代表取締役を兼務しており、当社は同社に対して金銭の貸付を行っております。
２．取締役候補者佐藤浩明氏は、株式会社キノスラの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に業務委託契約の取引等があります。
３．その他各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
４．※印は、新任候補者を表します。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬等の決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額は、平成28年（2016年）５月27日開催の第75期定時株主総会において月額20百万円以内（ただし、取締役の使用人分給与は含まない。）とすることでご承認をいただいておりますが、当社の取締役の報酬と当社業績および株価との連動性を高め、株価変動のベネフィットとリスクを株主の皆様と共有することにより、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役に対して、年額50百万円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割り

当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権１個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の当社取締役は４名でありますが、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は５名となります。

当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の内容

1．取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

⑴　新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

⑵　新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に割り当てる新株予約権の数は3,000個を上限とする。

⑶　新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

⑷　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑸ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後３年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

⑹ 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社子会社へ転籍した場合、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員が定年で退職した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

⑺ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑻ その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

なお、本株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記のストック・オプションと同内容のストック・オプションを取締役会決議により割り当てる予定です。

第３号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成26年（2014年）５月30日開催の当社第73期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」をご承認いただき、買収防衛策を継続してまいりましたが、その有効期間は平成28年（2016年）の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとなっております。当社は、その後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値の向上、株主全体の利益の保護といった観点から、延長の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。

その検討の結果、平成29年（2017年）４月28日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において承認されることを条件として、現在のプランを一部修正・変更したうえで、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決定いたしました。なお、当該取締役会には、当社の監査等委員である社外取締役４名が全員出席し、いずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

本プランの有効期間は、本定時株主総会の承認が得られた場合には、本定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。ただし、有効期間満了前においても、当社の株主総会または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議をもって廃止されるものとします。

主な変更点は、

① 中期経営計画の更新に伴う当社の企業価値向上のための取組みに関する変更
② 大規模買付者に追加情報の提供等を要請する場合の大規模買付者からの提供期限は当社取締役会が定めることになっているが、その提供期限を当社取締役会が追加情報の提供等を要請した日から最大60日とする旨を明記
③ 監査等委員会に移行済みであることによる監査役に係る記載の削除
④ その他所要の字句・表現の変更　　などです。

なお、本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する打診および申入れ等は一切ございません。

平成29年３月31日現在の大株主の状況等は別紙１のとおりであり、株主は広く分布しております。

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）

Ⅰ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

（基本方針）

我が国の資本市場においては、株式を大規模に買い付け、その株式会社の財務および事業の方針の決定を支配し、自らの利益を最優先にかつ最大にすることを目的とする者がいます。このような目的を持つ大規模買付は、企業価値ひいては株主共同の利益（以下「企業価値・株主共同の利益」と表記します。）を損なうおそれがあるものと言えます。

また、当社株式の大規模買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するとともに、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は棄損されることになります。

外部者である買収者からの大規模買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択をするためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握し、買収者や買付についての情報を把握したうえで、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があるところ、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が棄損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を損ないあるいは有益とならない大規模買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを最大の目標として掲げ、かつその実現が可能な者であるべきものと考えます。

また当社は、企業価値・株主共同の利益を確保・向上することに対して障害となる事象を排除し、回避し、防衛していくことも、財務および事業の方針の決定を支配する者のあるべき姿勢と考えます。

大規模買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択をするための情報を収集し提供していくこと、および不適切な買収者による大規模買付に対して、本プランに従い適切に対処していくことも企業価値・株主共同の利益に資するものと考えます。

以上に掲げた事項を実現するために、財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉について十分理解し、常に企業価値向上のための施策を策定し計画的に実施するとともに、企業価値を損なうリスクを減少させ、内部統制を利かせた事業経営を継続して行っていくべきものと考えます。

Ⅱ．当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

１．当社の企業価値の源泉

当社は、カタログやＥＣサイトなどの媒体を活用し、お客様に商品やサービスをご提供する通販ビジネスを主たる事業として、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としております。かかる企業価値・株主共同の利益の確保・向上は、すなわちお客様への提供価値を最大化することによって実現できるものであり、お客様への提供価値を高めるためには、お客様ニーズの探求、お客様との密接な関係づくり、新しい商品・サービスの開発、ローコストオペレーション、安全かつ適切なる情報の活用・管理等が欠かせません。これらの実現については、中長期的な視点に立った大胆かつ迅速な事業戦略を実行しなければならず、また、企業価値・株主共同

の利益を創出するためには、ステークホルダーの利益をも考慮した安定的かつ継続的な企業経営が不可欠と考えます。

また、通販ビジネスの特性であるお客様情報の活用にあたっては、お客様の大切な個人情報を安全かつ適切に管理する体制の構築が不可欠であるとともに、通販ビジネスの運営にあたっては、掲載商品の企画・製造、カタログやＥＣサイトの制作に始まり、新規会員の獲得やカタログの送付、お客様からのお問合せやご注文に基づく商品手配や配送、代金の回収までといった一連のフローに関するシステム連携が必須であり、これらを適切にオペレーションすることが通販ビジネスを行ううえで、最も重要なノウハウであるといえます。したがいまして、これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

２．企業価値向上のための取組み

【経営方針】

当社グループは、事業の発展と社員の幸福を一致させるべく活動し、お客様、取引先及び株主が、ともに満足を得られる経営を行います。

また、社会に貢献することを基本理念とし、信頼される企業になります。

【1】中長期的なビジョン

当社グループは、2007年から2009年までの中期経営計画における基本テーマを「破壊と創造」と銘打ち、大胆な構造改革に取り組み、また2010年から2012年までの３年間は「成長戦略構築の時代」と銘打ち、Ｍ＆Ａにより事業の多角化を進め、次の2013年から2015年までの３年間は「顧客獲得のための先行投資の時代」と銘打ち、シニア事業、健粧品事業、インターネット事業に多額の販促費を投入し、チャレンジしました。

そして、昨年2016年から始まった2018年までの３ヵ年の中期経営計画「みらい2018」では「事業ポートフォリオの構築と収益基盤の確立」と銘打ち、通販事業、健粧品事業、ｅコマース事業、ソリューション事業の各事業をしっかりと稼げる安定収益事業に育ててまいります。

当社グループは創業以来、「安心」と「信頼」に基づいた通信販売事業を通じ、時代の歩みとともに一歩先をゆくビジネスにチャレンジしてまいりました。

カタログ通販からＥＣへの変革、ファッションからヘルシー＆ビューティ商材の強化、スマートシニアや海外のお客様に向けた「お客様起点」のサービス向上、国内市場からアジアを中心としたグローバル市場への挑戦など、当社はグループの多様な商材・サービスを駆使して、「Direct Marketing Conglomerate」いわゆる「複合通販企業グループ」へと脱皮してまいります。

それはスクロールグループの新しい時代「みらい」を築くための成長戦略です。

【2】内部統制システムの利いたコーポレート・ガバナンス

当社は、2016年５月27日開催の当社取締役会において「株式会社スクロール コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め公表しております。その第２条には、コーポレートガバナ

ンスの基本が次のとおり定められています。

第２条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び企業理念）

１．当社は、前条のコーポレートガバナンス方針を実践し、社会からの信頼に立脚した持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指し、次の社是及び経営理念に沿って、コーポレートガバナンスの拡充に取り組む。

【社是】

一、社会から信頼される企業であること

一、清く、正しく、美しく、事業を行うこと

【経営理念】

当社は、事業の発展と社員の幸福を一致させるべく活動し、お客様、取引先及び株主が、ともに満足を得られる経営を行います。

社会に貢献することを基本理念とし、信頼される企業になります。

２．当社は、社是及び経営理念を含み構成される当社役員及び従業員の行動準則である「スクロールフィロソフィー」を定めており、当社グループの構成員は全てこれを遵守する。

当社は、上記の社是、経営理念およびフィロソフィーを基本に置き、会社法第399条の13第１項第１号ハ「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）を整備し、内部統制システムを運用しています。その具体的内容は、上記の「株式会社スクロール コーポレートガバナンス・ガイドライン」に定められており、これに沿ってコーポレートガバナンスの実効性を高め、企業としての社会的使命を果たすべく不断の取組みを行ってまいります。

なお、通信販売事業の特性である個人情報の活用については、高度なセキュリティ対策等を実施し、安全かつ適切な管理体制の構築に、引き続き努めてまいります。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

１．本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って継続されるものです。

本プランは、当社が、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保するため、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が２０%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また、市場取

引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対し、適切な対応を行うことを目的としております。

当社は当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありませんが、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきであると考えます。そして、その買収提案の最終判断のためには、株主の皆様に対して、大規模買付の目的や内容・買付後のビジョン等についての情報が提供され、またその検討に十分な時間が提供されることがたいへん重要であると考えます。加えて当社取締役会としての評価や意見を株主の皆様にご提供することも最終判断にとって極めて有効なものと考えます。

したがいまして、当社は大規模買付行為のルール（以下「買付ルール」といいます。）を定め、大規模買付を行おうとする者に対してその買付ルールを遵守することを要請するとともに、大規模買付者が買付ルールに反した場合の対抗措置や、買付ルールを遵守してもその目的や内容から判断してその買付が企業価値・株主共同の利益にプラスにならない場合の対処方法などを定める枠組みを設定することとします。

（注1）特定株主グループとは、

① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者および当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者および当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。）または、

② 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の２第１項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者および当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味します。

（注2）議決権割合とは、

① 特定株主グループが、注１の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、

② 特定株主グループが、注１の②記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等または同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

２．本プランの内容

⑴ 買付ルールにおける手続き

① 意向表明書の提出

大規模買付者は、当社取締役会が別途承認した場合を除き、当社に対して、大規模買付行為を開始するに先立ち、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店所在地、代表者の役職および氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および大規模買付行為の概要を明示し、かつ以下の事項等に関する誓約文言等を記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により日本語で作成のうえ提出していただきます。

⑷ 意向表明書が買付ルールに基づく意向表明書として提出されるものであること

⑹ 大規模買付者は、買付ルールを遵守し、当社取締役会による検討期間（後記「２.本プランの内容（1）⑤」において定義します。）が終了するまでの間、大規模買付行為を停止すること

⑹ 独立委員会の勧告を踏まえ、当社取締役会において対抗措置の発動が決議された場合、大規模買付者は大規模買付行為に関する提案の撤回を真摯に検討すること

⑹ 当社が必要と判断する場合に、後記「２.本プランの内容（1）⑤」に定める大規模買付者による提案の概要等の開示に先立ち、大規模買付者から意向表明書が提出された事実その他大規模買付行為に関する情報につき当社が適切な情報開示を行うことに同意していること

⑹ 大規模買付者は、株式取引市場において混乱が生ずることを回避するため、当社取締役会が後記「２.本プランの内容（1）⑤」に定める大規模買付者による提案の概要等の開示を行う時点、またはこれに先だち当社が大規模買付行為に関する情報開示を行う時点のいずれか早い時点までの間、大規模買付行為に関する一切の情報を秘密として保持すること（ただし、法令等で開示を義務付けられたものを除く。）

② 必要情報リストの交付

当社は、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で作成された書面により提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付者に対し、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく大規模買付情報のリストを、その回答の期

限を定めて当該大規模買付者に対して交付します。大規模買付情報の一般的項目については、以下のとおりです。

(a) 大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の概要（経歴または沿革、氏名または名称、資本構成、出資割合、主要業務、役員構成（役員の氏名及び略歴・過去における法令違反行為の有無等を含みます。）、主要株主、グループ組織図、直近３ヵ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含みます。）

(b) 大規模買付者およびそのグループの内部統制システムの具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況

(c) 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

(d) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第１項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

(e) 大規模買付者の保有する当社株券等の保有割合および数

(f) 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容ならびにそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

(g) 大規模買付行為の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件および資金提供後の担保・誓約事項の有無および内容ならびに関連する具体的取引の内容を含みます。）

(h) 大規模買付行為の完了後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等（大規模買付行為完了後における当社事業または資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場・生産

設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針ならびに資金調達の具体的内容

(i) 大規模買付者と第三者との間の当社の株券等に関する合意および大規模買付者による当社の株券等の過去の取得に関する情報

(j) 経営権取得後３ヵ年の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠ならびに役員候補者およびその略歴

(k) 大規模買付者と当社の主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係

(l) 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社の役割

(m) 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

(n) 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性および国内外の各種法令等の規制遵守の可能性

(o) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）およびこれらに対する対処方針

(p) 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報

(q) 代表者による、大規模買付者が提供する大規模買付情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生じせしめる記載または記載の欠落を含まない旨の宣誓

(r) その他、当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

③ 大規模買付者に対する追加情報等の請求および大規模買付者との協議

大規模買付者から意向表明書の提出および大規模買付情報の提供を受けた場合は、当社取締役会は、速やかに意向表明書および大規模買付情報を独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、提出された意向表明書または大規模買付情報が不十分であると判断した場合には、独立委員会の勧告を考慮したうえで、大規模買付者に対して、意向表明書に記載された誓約文言の追加もしくは修正または追加情報の提供（以下「追加情報の提供等」といいます。）を、適宜合理的な期限（追加情報の提供等を求めた日から最大60日）を定めて求めることができるものとします。ただし、当社取締役会は、大規模買付者の属性、大規模買付者が提案する大規模買付行為の内容、大規模買付情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報の提供等を要求しないものとします。なお、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めることとします。

また、当社取締役会は、必要かつ有益と判断する場合は、大規模買付者との間で、買収条件の改善により当該買収提案が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとなるよう、大規模買付行為に関する提案の条件について真摯に協議・交渉することができるものとします。当社取締役会は、大規模買付者により追加もしくは修正された意向表明書の誓約文言および大規模買付者から提供を受けた追加情報ならびに大規模買付者との協議の状況および結果を、独立委員会に対して速やかに提供します。

④　独立委員会の招集・勧告等

当社取締役会は、本プランを適切に運用し、①大規模買付者が買付ルールを遵守したか否か、あるいは②買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値および株主共同の利益を守るため必要な対抗措置の発動または不発動の是非等の判断にあたって、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置していますので、その招集を各委員にしていただくこととします。なお、独立委員会の委員は３名以上ですが、公正かつ中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外有識者または外部専門家等の中から選任します。独立委員会の概要については、別紙３をご参照ください。また、本プラン継続後の独立委員会の各委員候補者の氏名および略歴は別紙４をご参照ください。

当社取締役会は、その検討期間中、大規模買付情報ならびに大規模買付情報の当社取締役会による評価および分析結果を独立委員会に提供します。

独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による評価、分析結果および外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を自ら入手、検討して、①本プランの対象となる大規模買付行為への該当性、②大規模買付対抗措置の発動または不発動、③大規模買付対抗措置の中止、④株主意思確認総会（後記「２.本プランの内容(1)⑥」において定義します。）の開催の是非、⑤その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について決定し、その決定内容を、その理由を付して当社取締役会に勧告します。独立委員会は、一旦当該勧告を行った後でも、大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合など、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、再度検討を行い、当社取締役会に対して、大規模買付対抗措置の実施または中止等（新株予約権の無償割当ての実施、新株予約権の無償割当ての中止および新株予約権の取得を含みます。）に関する勧告を行うことができます。

⑤　大規模買付行為に関する情報の開示、検討および協議等

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、かかる事実を速やかに開示するとともに、大規模買付者が提出した意向表明書および提供した大規模買付情報は、株主の皆様の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で開示します。また、独立委員会の勧告を踏まえ、大規模買付者からの意向表明書の提出

および大規模買付情報の提供が完了したと判断したときは、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社取締役会が相当と判断する時点において大規模買付者による提案の概要、以下に定める検討期間の開始日および終了日、その他当社の取締役会が相当と認める事項を株主の皆様に適切に開示します。

当社取締役会は、上記検討期間等の開示日を開始日とし、大規模買付行為が当社株券等のすべてを対象として現金（日本円）のみを対価として行う公開買付である場合には開始日から60日間、大規模買付行為がこれ以外の行為である場合には開始日から90日間を検討期間（以下「検討期間」といいます。）として、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報の内容を十分に検討し、大規模買付者の提案に対する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめるものとします。

なお、当社取締役会は、意見を取りまとめるに当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の改善について交渉および協議を行うとともに、当社取締役会として、独立委員会および株主の皆様に対し、当社の事業および経営の方針等についての代替案を提示することができます。なお、当社取締役会は、上記の検討および協議等にあたり、当社の費用で独立した第三者（弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルアドバイザー、その他の専門家を含み、以下「アドバイザー等」と総称します。）の助言を求めることができるものとします。

当社取締役会は、検討期間内に大規模買付行為に対する意見を取りまとめるに至らない場合には、独立委員会が合理的と認める期間内（最大30日）にわたり検討期間を延長することができるものとします。ただし、検討期間の延長を決議した場合には、速やかに具体的な延長期間および当該延長の理由を開示するものとします。

⑥　当社取締役会の決議と株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動・不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

ただし、当社取締役会は、(a)大規模買付行為の内容、時間的猶予、株主総会実務等の諸般の事情を考慮の上、当社取締役の善管注意義務等に照らして、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。その定足数等は会社法および当社の定款の定めに基づく株主総会に準じるものとし、詳細は当社取締役会において定めるものとします。）を開催することが必要であると判断する場合、または(b)独立委員会が対抗措置の発動に関して株主の意思を確認するべき旨の意見を付した場合には、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主意思確認総会が開催された場合は、当社取締役会は、自ら責任をもって対抗措置発動の要否について判断し、その上で株主に対する説明責任を果たすとともに、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会または独立

委員会が対抗措置の発動を否決する決議または発動してはならない旨の勧告をした場合には、対抗措置を発動しません。大規模買付者およびその特定株主グループは、当社取締役会が対抗措置の不発動に関する決議を行うか、株主意思確認総会において対抗措置の発動にかかわる議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる買収提案であると判断した場合には、株主意思確認総会で株主の意思を問うまでもなく、直ちに対抗措置の不発動を決議するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動もしくは不発動に関する決議を行った場合、または株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑵ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が、意向表明書および大規模買付情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に対し反対の意見を有するに至った場合であっても、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、代替案を提示することにとどめ、原則として対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく棄損され、その結果大規模買付行為に対する対抗策をとることが相当であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、上記の検討および判断にあたっては、アドバイザー等の助言等を参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限に尊重いたします。この対抗措置として、無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙２に記載のとおりです。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益が著しく棄損される大規模買付行為に該当すると考えます。

⒜ 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の買付を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）

⒝ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社の株券等の買付を行っていると判断される場合

⒞ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株券等の買付を行っていると判断される場合

(d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行っていると判断される場合

(e) 大規模買付行為における当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の全株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行うこと）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。）

(f) 大規模買付行為における当社株券等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、買付方法の適法性、実現可能性、買付後における当社従業員、顧客、取引先その他の利害関係者の処遇方針を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付であると判断される場合

(g) 大規模買付者による支配権取得により、当社の株主の皆様はもとより顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく棄損するおそれがある、または当社の企業価値の確保および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

(h) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく棄損するものであると判断される場合

(i) 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(j) その他、(a)ないし(i)に準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に著しく反すると認められる場合

なお、買付ルールが遵守されている場合における対抗措置の発動は、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと明らかに認定されるときに限って行われるものであり、当該大規模買付行為が上記のいずれかに形式的に該当すると認められることのみを理由として行われることはないものとします。

当社取締役会は、対抗措置発動の是非について決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

② 大規模買付者が買付ルールを遵守しない場合

(a) 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、または大規模買付情報の提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合

⑹　大規模買付者が当社取締役会の検討期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合
⑹　その他大規模買付者が買付ルールを遵守しなかった場合で、当社取締役会が買付ルールを遵守するよう書面で要請したにもかかわらず、速やかに違反状態が是正されない場合

以上の場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、対抗措置の発動を決議できるものとします。大規模買付者が買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、アドバイザー等の助言等を参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限に尊重いたします。

また、大規模買付者が十分な情報提供を行わない場合に、買付ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、大規模買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、当社取締役会が提出を求めた必要情報のうち重要性が低い情報の一部が提出されていないことのみをもって買付ルールの不遵守を認定することはしないものとします。

なお、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙２に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置発動の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

③　対抗措置発動の停止等

当社取締役会が対抗措置の発動に関する決議を行った後に、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、独立委員会の勧告およびアドバイザー等の意見を踏まえたうえで、対抗措置発動の停止または変更（対抗措置として新株予約権の無償割当ての実行を決議した場合の当該無償割当ての中止、新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得を含みます。）を行うことができるものとします。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したとき（買付条件の引上げにより大規模買付者と当社取締役会が合意する場合を含みます。）には、当該新株予約権無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当て後においては、当社が無償で新株予約権を取得する方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。このような対抗措置発動の停止または変更を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行います。

⑶　株主の皆様および投資家の皆様に与える影響

①　買付ルールの導入が株主および投資家の皆様に及ぼす影響

買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の皆様の権利、利益に影響を及ぼすものではありません。

買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なることがありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

② 対抗措置の発動が株主および投資家の皆様に与える影響

対抗措置を発動した場合、大規模買付者の法的権利または経済的利益に損失が生じる可能性がありますが、それ以外の株主の皆様の法的権利または経済的利益に格別の損失が生じることは、想定しておりません。当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、適時に適切な開示をいたします。

もっとも、対抗措置として株主の皆様に対する新株予約権の無償割当てが行われる場合は、割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日に株主として株主名簿に記載または記録されていない株主の皆様に関しては、他の株主の皆様が新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権の行使によるか、あるいはその取得と引換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的利益に損失が生じる可能性があります。

また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続きを行わない場合は、当該株主の皆様の１株あたりの株主価値が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することができるとの取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続きを取った場合は、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになり法的権利または経済的利益に損失が生じる可能性はありません。（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、大規模買付者および特定株主グループ等に該当しないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）

当社取締役会は、前記「２.本プランの内容(2)③」に従い、対抗措置の発動の中止または変更として、新株予約権の無償割当ての中止または新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得を行うことがありますが、この場合は、新たな株式の発行は行われず、当社株式１株あたりの株式価値の希釈化は生じないこととなります。しかしながら、当社が大規模買付者に対して対抗措置を発動し、新株予約権と引き換えに当社株式が交付されることを前提として変動した取引価格にて当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

⑷ 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

対抗措置として株主の皆様に対する新株予約権の無償割当てが行われた場合は、基準日における株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

また、当社取締役会が決定し、公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日までに株主名簿に記載または記録されている必要があります。なお、割当て方法、行使の方法、払込みの方法および当社による取得の方法等の詳細につきましては、対抗措置発動の当社取締役会決議後、株主の皆様に対し、相当な方法でお知らせいたします。

⑸ 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会における決議の時から本定時株主総会後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については３年ごとに定時株主総会の承認を経ることとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランおよび本プランに基づく独立委員会の委員への委任は、その時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、今後の法令の改正、司法判断の動向、当社が上場する金融商品取引所その他の公的機関等の見解を踏まえ、本プランの変更が望ましいものと判断したときは、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会による決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の上場規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合などを含みます。）は、独立委員会の勧告を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および変更の場合における変更内容その他の事項について、すみやかに情報開示を行います。

Ⅳ．本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことの説明

１．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が公表した平成20年６月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものです。

２．企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するために、大規模買付者が従うべきルール、ならびに当社が発動しうる対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、買付ルールの内容ならびに対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

３．継続的な開示

本プランは、前記「Ⅲ２．本プランの内容(5)」に記載のとおり、当社取締役会により、関係法令の整備、他社の動向等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランについて随時見直しを行うこととしており、本プランにつき内容の修正、変更または廃止等を行った場合には、これらについて、速やかに株主の皆様に開示をします。

４．株主意思の反映

当社は、株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、当社第66期定時株主総会（平成19年６月21日）において買収防衛策に関する事項について株主総会の決議事項とすることができる旨の定款変更を行うとともに、同総会においてかかる規定に基づいて、株主の皆様のご承認をいただいて導入しました。また、その継続についても、当社第67期定時株主総会（平成20年６月13日開催）、第70期定時株主総会（平成23年５月27日開催）および第73期定時株主総会（平成26年５月30日開催）において株主の皆様のご承認をいただいたうえで、本プランを継続しています。今回の本プランの継続についても、本定時株主総会のご承認を条件としています。

また、前記「Ⅲ２．本プランの内容（5）」に記載のとおり、本プランにはその有効期間を３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、今後の継続についても株主の皆様の意思が反映されるほか、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において

本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとしていますので、株主の皆様のご意向に従い廃止することが可能です。

さらに、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断および大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断を行っていただくために、当社取締役会は、前記「Ⅲ２．本プランの内容(1)」記載のとおり、大規模買付情報、その他の大規模買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適時適切に開示することとしております。

５．当社取締役会の判断の客観性・合理性が確保されていること

本プランにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地をできる限り排除しております。

また、本プランにおいては、対抗措置発動の手続きを定め、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。

さらに、本プランにおいては、客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置しております。当社取締役会は、対抗措置の発動等の決定に先立ち、独立委員会の勧告を得る必要があり、また当社取締役会はかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることになります。

また、その判断の概要については、株主の皆様に情報開示をすることとされており、本プランにおいては、当社取締役会が対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための透明な運営が行われる仕組みが確保されているものと考えます。

６．デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

前記「Ⅲ２．本プランの内容（5）」において記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大規模に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、監査等委員会設置会社に係る会社法の取締役の任期規制に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を１年、監査等委員である取締役の任期を２年としており、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

（別紙１）

【当社の大株主の状況】

（平成29年３月31日現在）

氏名または名称	所有株式数（株）	発行済株式数に対する出資比率（%）
丸紅株式会社	2,841,600	8.4
スクロール取引先持株会	1,893,641	5.6
株式会社静岡銀行	1,261,917	3.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,211,500	3.6
スクロール従業員持株会	1,052,640	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	634,400	1.9
ＣＢＮＹ　ＤＦＡ　ＩＮＴＬ　ＳＭＡＬＬ　ＣＡＰ ＶＡＬＵＥ　ＰＯＲＴＦＯＬＩＯ	562,400	1.7
モリリン株式会社	550,754	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	547,600	1.6
日本生命保険相互会社	543,229	1.6

（注）１．出資比率は、自己株式（295,293株）を控除して計算しております。また、小数点第２位を四捨五入しております。
２．スクロール取引先持株会は信和会から名称が変わりました。
３．当社役員等の出資比率は、約1.0%となっております。

【所有者別状況】

（平成29年３月31日現在）

所有者区分		株式数（株）	比率（%）	株主数（人）	比率（%）
政府・地方公共団体		0	0.0	0	0.0
金融機関	銀　　行	1,961,917	5.7	3	0.0
	信託銀行	4,172,048	12.2	16	0.1
	生命保険会社	1,152,761	3.4	9	0.0
	損害保険会社	343,403	1.0	2	0.0
	その他金融機関	600	0.0	1	0.0
	小　計	7,630,729	22.2	31	0.1
金融商品取引業者		606,154	1.8	27	0.1
その他の法人		7,922,621	23.1	313	1.2
（うち証券保管振替機構）		100	0.0	1	0.0
外国法人等		4,088,379	11.9	103	0.4
（うち個人）		2,001	0.0	16	0.1
個人・その他		13,777,474	40.1	24,769	98.1
自己名義株式		295,293	0.9	1	0.0
合　計		34,320,650	100.0	25,244	100.0

（注）各比率は、小数点第２位以下を四捨五入して表示しております。

以　上

（別紙２）

新株予約権無償割当ての概要

１．新株予約権の割当て方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条および第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除く。）１株につき１個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

２．発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことができる。

３．新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

４．新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

５．新株予約権の目的となる株式の総数

⑴　新株予約権１個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（原則として１株とする。以下「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。

⑵　新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

６．新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込みをなすべき額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める１円以上の額とする。

７．権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

８．新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

9．行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下同じ。なお、詳細は４４頁注１「特定株主グループとは」に記載のとおり。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社株券等を取得または保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下「特定株主等」と総称する。）ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10．取得条項

⑴ 当社は、大規模買付者による買付ルールの違反その他の一定の事由が生じること、または当社取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または特定株主等以外の株主（以下「一般株主」という。）が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

⑵ 前項における取得の対価は、原則として、一般株主が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権１個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。

11．無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

以　上

（別紙３）

独立委員会の概要

１．設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置されるものとする。

２．構成員数

独立委員会の構成員数は、３名以上とする。

経営陣から独立している当社社外取締役、社外有識者、外部専門家等の中から当社取締役会が選任した者により構成されることとする。

３．任期

独立委員会の委員の任期は、選任の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

４．決議要件

原則として、委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

５．第三者の助言

適切な判断を確保するため、審議・決議に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営者から独立した第三者（弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルアドバイザー、その他の専門家）から助言を受けることができる。

６．審議・決議事項

独立委員会は、以下の各号について審議・決議し、当該内容を理由とともに当社取締役会に対して勧告するものとする。独立委員会は対抗措置の発動・不発動に関して、必要あると判断したときは、株主の意思を確認するべき旨の意見を付すことができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

⑴　買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
⑵　大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
⑶　大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
⑷　大規模買付者による大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案の比較検討
⑸　大規模買付者が買付ルールを遵守したか否かの判断
⑹　対抗措置発動の要否および内容（新株予約権無償割当てを含む。）
⑺　対抗措置発動の停止または変更・廃止
⑻　本プランの維持・修正または変更・廃止
⑼　その他買付ルール、対抗措置、大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、当社取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

７．取締役会への勧告

各委員は、上記６の勧告を行うにあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

以　上

（別紙４）

独立委員会委員略歴

独立委員会の委員は、以下の４名を予定しております。いずれの委員とも、役員の委任以外に当社との資本関係・取引関係はありません。

村瀬　　司（むらせ　つかさ）

昭和40年６月	出生
平成２年４月	アンダーセンコンサルティング（現 アクセンチュア株式会社）入社
平成７年７月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
平成10年１月	朝日アーサーアンダーセン株式会社入社
平成14年８月	ＫＰＭＧコンサルティング株式会社（現 ＰｗＣコンサルティング合同会社）マネージングディレクター
平成18年11月	アテイナー株式会社取締役
平成21年３月	株式会社ＫＰＭＧ ＦＡＳディレクター
平成21年９月	株式会社ＫＰＭＧ ＢＰＡ（現 株式会社ＫＰＭＧ ＦＡＳ）マネージングディレクター
平成23年３月	株式会社ビズイット代表取締役
平成24年５月	当社社外監査役
平成25年２月	株式会社フュージョンズ代表取締役社長
平成25年４月	シナジェティック・コンサルティング株式会社プリンシパル
平成28年５月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
平成29年２月	株式会社フュージョンズ取締役（現任）

越淵　堅志（こしぶち　けんじ）

昭和25年12月	出生
昭和45年４月	横浜生活協同組合（現 生活協同組合ユーコープ）入職
平成２年６月	生活協同組合コープしずおか理事 兼務 生活協同組合ユーコープ理事
平成３年６月	静岡県生活協同組合連合会理事
平成８年６月	生活協同組合コープしずおか専務理事 兼務 静岡県生活協同組合連合会専務理事
平成12年６月	生活協同組合コープしずおか理事長 兼務 生活協同組合ユーコープ理事長
平成13年６月	日本生活協同組合連合会監事
平成15年６月	静岡県生活協同組合連合会会長 兼務 日本生活協同組合連合会常任監事
平成17年６月	日本生活協同組合連合会理事
平成21年６月	日本生活協同組合連合会常勤監事
平成28年５月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

宮部　貴之（みやべ　たかゆき）

昭和26年８月	出生
昭和50年４月	住友商事株式会社入社
昭和61年９月	住商オットー株式会社（現 オットージャパン株式会社）出向
平成12年５月	住商オットー株式会社取締役（商品部門担当）
平成13年５月	エディー・バウアー・ジャパン株式会社代表取締役社長
平成19年２月	住商オットー株式会社代表取締役会長兼社長 兼務 エディー・バウアー・ジャパン株式会社代表取締役会長
平成24年11月	株式会社Ｌ＆Ｓコーポレーション代表取締役社長
平成28年５月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

鈴木　一雄（すずき　かずお）

昭和29年３月	出生
昭和51年４月	株式会社静岡銀行入行
平成12年６月	同行理事経営企画部東京事務所長
平成13年６月	同行理事清水支店長
平成15年６月	同行執行役員東京支店長
平成16年10月	同行常務執行役員西部カンパニー長
平成19年４月	同行常務執行役員中部カンパニー長
平成22年６月	同行専務執行役員中部カンパニー長
平成23年６月	一般社団法人静岡経済研究所理事長（現任）
平成28年５月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

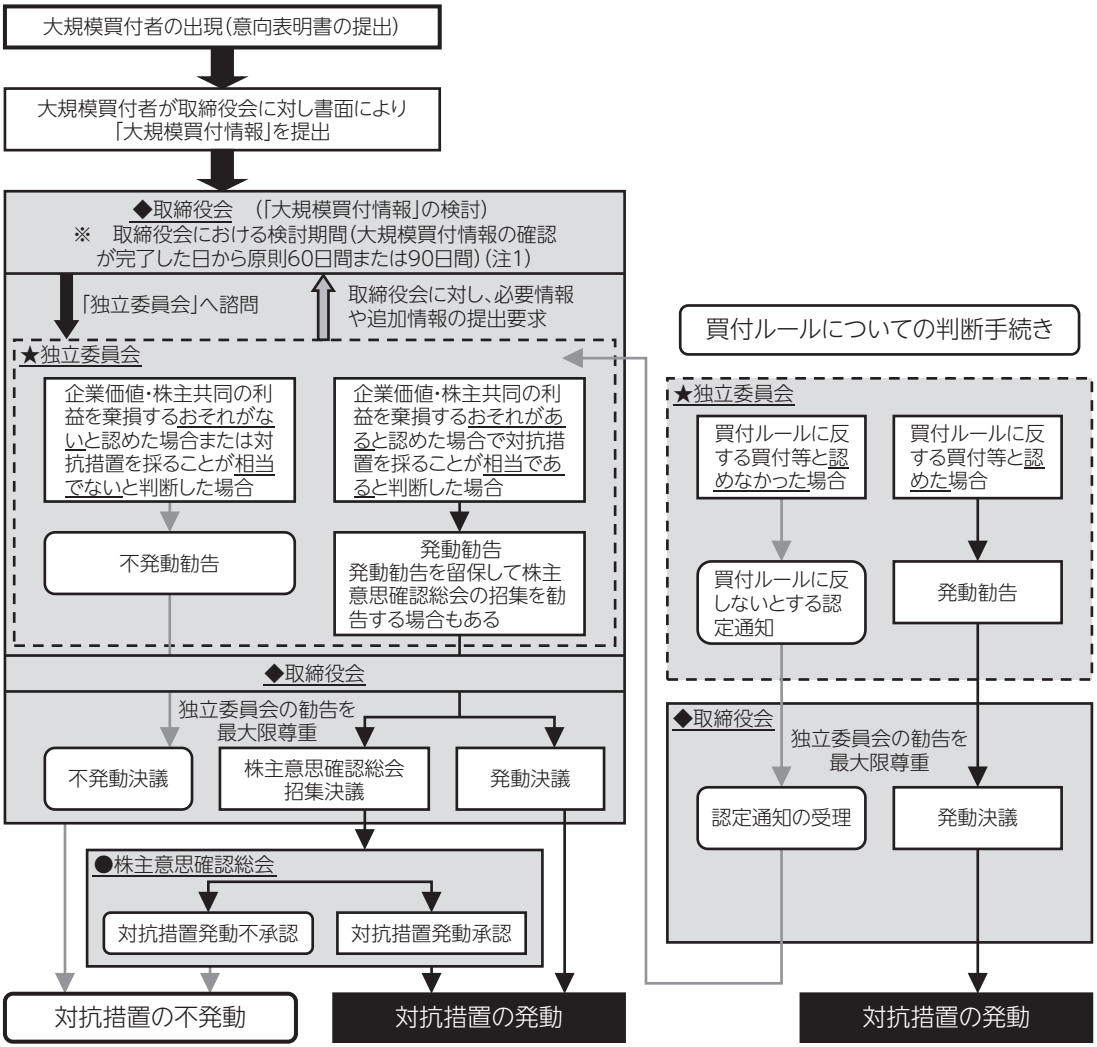
なお、各委員は本定時株主総会において、株主の皆様より本プランの継続をご承認いただくことを条件として、同日から就任することになります。

以　上

（別紙５）

＜ご参考＞

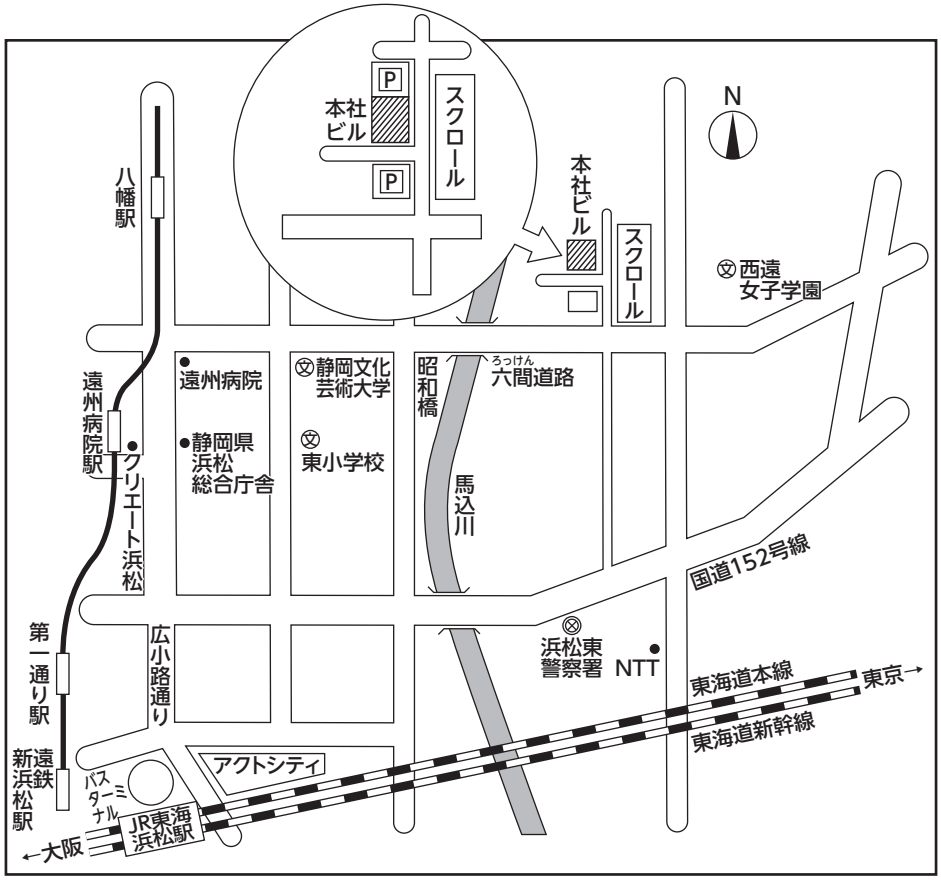
大規模買付行為に関する対抗策（買収防衛策）の発動等に関するフロー図



（注）１．株主総会を開催する場合などにおいて、取締役会の検討期間を延長することについてやむを得ない事情があるときには、90日間または120日間以内となることがあります。
２．本プランの詳細につきましては、本文をご覧ください。

株主総会会場ご案内図

（会場）静岡県浜松市中区佐藤二丁目28番22号　当社本社ビル５階会議室
ＴＥＬ　053-464-1123（総務課直通）



（交通の便）
- ●JR東海浜松駅からタクシーで約５分
- ●JR東海浜松駅前バスターミナル10番のりばから、遠鉄バス「75・76労災・宮竹・笠井」、「71労災・東高・笠井」、「77労災・東海染工・イオン市野」、「78労災・産業展示館」、「74労災・中田町・イオン市野」または「85労災・篠ヶ瀬」行で約10分「株式会社スクロール」下車

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第76期（平成28年４月１日～平成29年３月31日）

①　連結計算書類の連結注記表

②　計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

株式会社　ス　ク　ロ　ー　ル

法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.scroll.jp/ir/stockinfo/meeting/index.html）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

連結注記表
（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の状況

①　連結子会社の数	12社
②　連結子会社の名称	㈱スクロール３６０、㈱ムトウクレジット、 詩克楽商貿（上海）有限公司、㈱イノベート、 ㈱豆腐の盛田屋、㈱ＡＸＥＳ、 北海道アンソロポロジー㈱、 ㈱キャッチボール、㈱スクロールＲ＆Ｄ、 ㈱スクロールロジスティクス、 SCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE. LTD.、 ㈱ナチュラピュリファイ研究所

⑵　連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度から、㈱スクロールロジスティクス、SCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE. LTD.、㈱ナチュラピュリファイ研究所を連結の範囲に含めております。

㈱スクロールロジスティクスにつきましては、平成28年８月１日を効力発生日として、新たに設立したため、連結の範囲に含めております。なお、当連結会計年度における連結決算に取り込んだ事業年度の月数は８ヶ月となっております。

SCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE. LTD.につきましては、平成28年10月19日をもって出資が完了したため、連結の範囲に含めております。なお、当該連結子会社の決算日は12月31日であり、当連結会計年度における連結決算に取り込んだ事業年度の月数は３ヶ月となっております。

㈱ナチュラピュリファイ研究所につきましては、平成29年1月31日を効力発生日として、株式の100％を取得したため、連結の範囲に含めております。なお、当該連結子会社は決算日を12月31日から３月31日に変更しており、当連結会計年度における連結決算に取り込んだ事業年度の月数は２ヶ月となっております。

⑶　非連結子会社の名称等

①　非連結子会社の名称	㈱豆腐の盛田屋椎葉村工場
②　連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した非連結子会社の状況

①　持分法適用の非連結子会社の数　　1社

②　非連結子会社の名称　　㈱豆腐の盛田屋椎葉村工場

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、詩克楽商貿（上海）有限公司及びSCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE. LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　　連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

②　たな卸資産

商品　　主として先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品　　主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　主として定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　３～40年

機械装置及び運搬具　２～17年

②　無形固定資産（リース資産を除く）　主として定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

⑶　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、連結会計年度末の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給予定見積額の連結会計年度負担分を計上しております。

③　ポイント引当金　販売促進を目的とするポイント制度により、発行したポイントの利用に備えるため、ポイントの利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④　利息返還損失引当金　利息返還請求による損失に備えるため、連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。

⑤　役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末所要額を計上しておりましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。

連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

⑥　環境対策引当金　ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用に充てるため、処理費用見込額を計上しております。

⑷ 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の連結会計年度に全額費用処理しております。

⑸ 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針　外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑹ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。ただし、金額的に重要性がないものについては発生時に一括償却しております。

⑺ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用　連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

１．平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ１百万円増加しております。

（表示方法の変更に関する注記）

１．不動産賃貸事業に関する変更

自社保有物流施設等に対する賃貸取引について、従来、「販売費及び一般管理費」、「営業外収益」及び「営業外費用」に計上しておりました賃貸不動産関連の収益及び費用を、当連結会計年度より「売上高」及び「売上原価」に計上する方法に変更しております。

従来付随事業として位置づけていた不動産賃貸事業について、平成29年３月期を初年度とする中期経営計画の中で、当社における会社組織別損益体制を変更し、当連結会計年度より当該事業を「不動産賃貸事業」としてセグメント情報における事業セグメントへ追加いたしました。それに伴い、事業運営の実態をより適切に表示するために当該変更を行ったものであります。

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しておりました「投資不動産」を当連結会計年度より、「有形固定資産」の「建物及び構築物」、「土地」及び「その他」に計上しております。また、「流動資産」の「その他」に含めて計上しておりました不動産賃貸関連の「未収金」を「売掛金」に計上しております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「販売費及び一般管理費」、「営業外収益」の「その他」、「営業外費用」の「その他」に計上しておりました不動産賃貸関連の収益及び費用を当連結会計年度より、「売上高」及び「売上原価」に計上しております。

2．保険事業に関する変更

保険関連収入は従来、「営業外収益」の「業務受託手数料」に計上しておりましたが、当連結会計年度より「売上高」に含めて計上する方法に変更しております。

従来、保険サービスユニットにおいて付随事業として位置づけていたマネーセミナー運営に伴う協賛企業からの開催広告収入が、この数年増加傾向にあることを受け、平成29年３月期を初年度とする中期経営計画の中で、スクロールグループの経営方針において保険事業を重点項目として位置づけております。当該変更は、今後更に質的・金額的重要性が増すことが予想される同事業に係る収入について、その実態をより適切に表示するために行ったものであります。

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めて計上しておりました保険関連の「未収金」を当連結会計年度より、「売掛金」に計上しております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「業務受託手数料」に計上しておりました保険関連収入を当連結会計年度より、「売上高」に計上しております。

3．その他の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「利息返還損失引当金戻入額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記いたしました。

なお、前連結会計年度の「利息返還損失引当金戻入額」は14百万円であります。

（追加情報）

1．繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	8,804百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	34,320	－	－	34,320
合計	34,320	－	－	34,320
自己株式				
普通株式	749	2	456	295
合計	749	2	456	295

（注）1．当連結会計年度期首の普通株式の自己株式の株式数には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式151千株が含まれておりますが、平成28年６月をもちまして信託口は保有する当社株式をすべて売却しております。
2．普通株式の自己株式の増加２千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3．普通株式の自己株式の減少456千株は、ストック・オプションの行使による減少305千株、信託口からスクロール従業員持株会への売却13千株及び市場への売却138千株によるものであります。

2．剰余金の配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年4月28日取締役会（注）	普通株式	167	5.00	平成28年3月31日	平成28年5月30日
平成28年10月27日取締役会	普通株式	170	5.00	平成28年9月30日	平成28年11月30日

（注）配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式に対する配当金0百万円を含めておりません。

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年4月28日取締役会	普通株式	170	利益剰余金	5.00	平成29年3月31日	平成29年5月31日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、主に短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売掛金管理規程に従い、債権管理部門が顧客ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金は、主に短期的な運転資金に係る資金調達（原則として５年以内）であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引に限定しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結注記表（重要なヘッジ会計の方法）」をご参照ください。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

⑶　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2．参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴ 現金及び預金	4,833	4,833	－
⑵ 売掛金	9,216		
貸倒引当金（※１）	△5		
	9,211	9,211	－
⑶ 投資有価証券			
その他有価証券	1,549	1,550	0
資産計	15,594	15,594	0
⑴ 買掛金	2,052	2,052	－
⑵ 短期借入金（※２）	75	74	△0
⑶ 未払金	8,847	8,847	－
⑷ 未払法人税等	190	190	－
⑸ 長期借入金	2,000	2,004	4
負債計	13,166	13,170	4
デリバティブ取引（※３）	105	105	－

※１．売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
２．短期借入金には１年以内返済予定長期借入金を含めて表示しております。
３．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

これらの時価について、株式は主に取引所の価格によっております。

また、有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

（その他有価証券で時価のあるもの）

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	⑴　株式	1,549	756	792
	⑵　債券	－	－	－
	⑶　その他	－	－	－
	小計	1,549	756	792
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	⑴　株式	－	－	－
	⑵　債券	－	－	－
	⑶　その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		1,549	756	792

負　債

⑴　買掛金、⑶　未払金、⑷　未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　短期借入金、⑸　長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,778	－	105
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	263	－	（※2）
合計			2,041	－	105

※1．時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2．為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金等と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金等の時価に含めて記載しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	46

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 ⑶ 投資有価証券」には含めておりません。

（注）3．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位　百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,833	－	－	－
売掛金	9,216	－	－	－
合計	14,050	－	－	－

（注）４．長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

（単位　百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	75	2,000	－	－	－	－
リース債務	0	0	－	－	－	－

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　659円34銭

２．１株当たり当期純利益　19円81銭

（重要な後発事象に関する注記）

取得による企業結合

当社は、平成29年４月21日開催の取締役会において、株式会社Ｔ＆Ｍの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成29年４月21日付で株式売買契約を締結いたしました。なお、平成29年５月19日付で全株式を取得する予定です。

（１）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社Ｔ＆Ｍ

事業の内容　　：化粧品及び化粧品雑貨の製造・販売等

② 企業結合を行う主な理由

当社グループの企業価値の向上を図ることを目的としております。

③ 企業結合日

平成29年５月19日（予定）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得する議決権比率

100％

⑦ 取得企業を決定するに至る主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

（2）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	565百万円
取得原価		565

（3）主要な取得関連費用の内容及び金額
現時点では確定しておりません。

（4）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

（5）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

個別注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券
① 子会社株式　移動平均法による原価法
② その他有価証券
時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの　移動平均法による原価法
⑵ たな卸資産
① 商品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
② 貯蔵品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　６～38年
機械及び装置　２～17年
⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
⑶ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、事業年度末の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金　　使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給予定見積額の事業年度負担分を計上しております。

⑶ 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生時の事業年度に全額費用処理しております。

⑷ 役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく事業年度末所要額を計上しておりましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。

事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

⑸ 環境対策引当金　　ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用に充てるため、処理費用見込額を計上しております。

4．重要なヘッジ会計の方法

⑴ ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

⑵ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務

⑶ ヘッジ方針　　外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクをヘッジしております。

⑷ ヘッジ有効性評価の方法　　ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴ 消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

⑵ 連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

1．平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ１百万円増加しております。

（表示方法の変更に関する注記）

1．不動産賃貸事業に関する変更

自社保有物流施設等に対する賃貸取引について、従来、「販売費及び一般管理費」、「営業外収益」及び「営業外費用」に計上しておりました賃貸不動産関連の収益及び費用を、当事業年度より「売上高」及び「売上原価」に計上する方法に変更しております。

（貸借対照表）

前事業年度において、「投資その他の資産」に計上しておりました「投資不動産」を当事業年度より、「有形固定資産」の「建物」、「構築物」、「機械及び装置」、「工具、器具及び備品」、「土地」に計上しております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「不動産賃貸料」、「営業外費用」の「不動産賃貸費用」に計上しておりました不動産賃貸関連の収益及び費用を当事業年度より、「売上高」、「売上原価」に計上しております。

2．保険事業に関する変更

保険関連収入は従来、「営業外収益」の「業務受託手数料」に計上しておりましたが、当事業年度より「売上高」に含めて計上する方法に変更しております。

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて計上しておりました保険関連の「未収金」は当事業年度より、「売掛金」に計上しております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「業務受託手数料」に表示しておりました保険関連収入は「売上高」に組み替えております。

（追加情報）

1．繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

1．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	8,581百万円

2．関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	3,475百万円
長期金銭債権	8百万円
短期金銭債務	2,067百万円
長期金銭債務	9百万円

（損益計算書に関する注記）

1．関係会社との取引高

売上高	624百万円
仕入高	173百万円
販売費及び一般管理費	467百万円
営業取引以外の取引高	273百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	749	2	456	295

（注）1．当事業年度期首の普通株式の自己株式の株式数には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式151千株が含まれておりますが、平成28年６月をもちまして信託口は保有する当社株式をすべて売却しております。

2．普通株式の自己株式の増加２千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3．普通株式の自己株式の減少456千株は、ストック・オプションの行使による減少305千株、信託口からスクロール従業員持株会への売却13千株及び市場への売却138千株によるものであります。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損否認	828百万円
減価償却超過額	356百万円
退職給付引当金否認	214百万円
減損損失	103百万円
商品評価損否認	29百万円
賞与引当金否認	27百万円
資産除去債務	21百万円
その他	78百万円
繰延税金資産小計	1,659百万円
評価性引当額	985百万円
繰延税金資産合計	674百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	230百万円
固定資産圧縮積立金	144百万円
繰延ヘッジ損益	31百万円
その他	6百万円
繰延税金負債合計	413百万円
繰延税金資産の純額	260百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.21%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.69%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△15.52%
住民税均等割額等	1.70%
繰延税金資産の評価性引当額	△10.87%
その他	0.54%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.74%

（関連当事者との取引に関する注記）

1．子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社スクロール360	浜松市中区	95	ソリューション事業	(所有) 直接100.0	余剰資金の運用 役員の兼任	資金の借入 利息の支払	785 0	短期借入金 －	761 －
子会社	株式会社イノベート	東京都品川区	36	通販H&B事業	(所有) 直接87.7 間接 9.3	運転資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	1,091 14	短期貸付金 －	1,572 －
子会社	株式会社豆腐の盛田屋	福岡市博多区	55	通販H&B事業	(所有) 直接100.0	余剰資金の運用 役員の兼任	資金の借入 利息の支払	402 0	短期借入金 －	209 －
子会社	株式会社AXES	東京都品川区	95	通販LF事業	(所有) 直接100.0	運転資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	1,093 15	短期貸付金 －	1,055 －
子会社	株式会社ナチュラピュリファイ研究所	東京都中央区	350	通販H&B事業	(所有) 直接100.0	運転資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	553 1	短期貸付金 －	470 －

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付・借入の金利については、市場金利を勘案して決定しております。また、反復的に取引を行っている、資金の貸付・借入につきましては月末平均残高を取引金額として記載しております。

2．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	堀田守	－	－	当社代表取締役会長	(被所有) 直接 0.7	－	ストック・オプションの行使	13	－	－
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社キノスラ	浜松市東区	7	インターネット通販に関するコンサルティング	－	通販サイト制作支援 役員の兼任	通販サイト制作支援	18	未払金	1

（注）１．ストック・オプションの行使は、平成26年５月30日の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。
２．株式会社キノスラは、当社取締役佐藤浩明及びその近親者が議決権の過半数を保有する会社であります。
３．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
４．取引条件及び取引条件の決定方針等
一般の取引条件を考慮して決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	621円75銭
２．１株当たり当期純利益	15円09銭

（重要な後発事象に関する注記）

取得による企業結合
当社は、平成29年４月21日開催の取締役会において、株式会社Ｔ＆Ｍの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成29年４月21日付で株式売買契約を締結いたしました。なお、平成29年５月19日付で全株式を取得する予定です。
なお、詳細につきましては、「連結計算書類　連結注記表　（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおりであります。